令和５年度第１回厚木市緑を豊かにする審議会

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 令和５年12月13日（水） |
| 場所 | 農業委員会会議室（市役所第二庁舎15階） |
| 出席者 | ・厚木市緑を豊かにする審議会委員８人（委員11人中８人出席のため、過半数以上出席を満たし会議成立）・厚木市長・都市整備部長、公園緑地課長、計画整備係長、計画整備係員２人 |
| 傍聴人 | １人 |
| 案件 | 1. 会長及び副会長の選任について
2. 保護地区等の指定について
3. その他
 |

案　件（１）会長及び副会長の選任について

決　議　会長　藤澤弘幸委員　　副会長　安部鉄雄委員

～審議の経過～

（司会）

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私本日の司会進行を務めます、都市整備部公園緑地課長の津田と申します。

本日は、１回目の会議でございますので、会議に先立ちまして、委嘱状の交付をさせていただきます。山口貴裕市長から委嘱状をお渡しいたします

山口市長、よろしくお願いいたします。

≪市長から委嘱状交付≫

（司会）

市長、ありがとうございました。これをもちまして、厚木市緑を豊かにする審議会委員の委嘱状交付を終わります。引き続きまして、ただいまから、令和5年度第１回厚木市緑を豊かにする審議会を開催いたします。

本日の議題といたしましては、

案件１会長及び副会長の選任について

案件２保護地区等の指定について

案件３その他となっております。

それでは本日の案件に入りたいと存じますが、会長が選出されておりませんので、会長選出までの間、私が進行させていただきます。

はじめに、案件（１）会長及び副会長の選任について、事務局から説明をお願いします。

－説明―

（司会）

ただいま事務局からご意見ご推薦を求められましたが、委員の皆様、何かご意見は、ございますでしょうか。

ご意見がないようですので、事務局案、ございますでしょうか。

（事務局）

それでは事務局案を申し上げます。これまでは慣例として、会長は、東京農業大学の教員の方に務めていただき、副会長は、日本樹木医会の樹木医の方に務めていただいておりました。

事務局案といたしまして、会長に東京農業大学教授の藤澤委員。

副会長に日本樹木医会樹木医の安部委員をご提案させていただきたいと存じます。

（司会）

異議なしということでございますので、会長及び副会長の件につきましては、ご承認の方は挙手をお願いしたいと思います。

≪委員、全員挙手≫

（司会）

賛成多数と認め、会長を藤澤委員、副会長を安部委員にお願いしたいと存じます。

それでは、山口市長から厚木市緑を豊かにする審議会へ保護地区等の指定に係る諮問書を提出させていただきます。

≪市長、会長へ諮問書提出≫

（司会）

市長におかれましては、次の公務のため、ここで退席をさせていただきます。

≪市長退席≫

（司会）

これ以降の議事進行につきましては、会長が選任されましたので、藤澤会長に議長をお願いいたします。

案　件　（２）保護地区等の指定について

　　　　　　　諮問案件　２件

決　議　諮問案件１　保護樹木（クスノキ、ケヤキ全11本）㈱島津製作所厚木工場

　　　　諮問案件２　保護樹木（クスノキ１本）遍照院（妻田薬師境内）

（会長）

それでは次第に基づきまして、議事の進行をさせていただきます。

案件２、保護地区等の指定について、事務局から説明をお願いします。

―説明―

（会長）

それでは、皆様からのご意見を賜りたいと思います。

（委員）

保護樹木③ですが、うまく２本植えられているなと思いますが、間引いた方がよかったな、という印象があります。

クスノキは、1本だったら、もっとこんもり大きく丸く育ったのでは。

（会長）

資料５の事業推進要綱の別表の中に、保護樹木の要件が定められておりまして、樹木が健全かつ樹容が美観上特に優れている、の２つの要件がありますが、樹木医に見ていただいた結果いかがだったでしょうか。

（事務局）

樹勢・樹形ともに概ね健全との見解でございます。

（委員）

実際に現場を見てみますと、まとまって植樹されている様子は立派だなという印象があります。ただ、１本１本を見ますと、残念な気がします。

（委員）

自然樹形ではないわけですが、樹勢に問題ないとのことであれば、街中にあるにしては、がんばっている方だと私は思います。

（委員）

ケヤキについては、樹形がいい状態に保たれているし、剪定も上手にされていて美しいなと思います。また、ウメノキゴケがついておりますけれども、空気がきれいなところでないと、出ませんので、非常にいい状態かと思われます。

（委員）

元々は桑畑の原っぱが広がる地域であり、緑の少なかったところに、このような木が植えられ、３８年という月日の経過とともに、それなりの大きな木が成長しているという意味では、保存されていくという形が大変いいのかなと思いますので、保護する、に賛成でございます。

（会長）

この辺りはもともと緑が少なかったのですね

（委員）

そうですね、なくなってしまったものもありますし、今あるものでも、残すべき緑は少ないと感じます。

（会長）

本議会の趣旨に立ち返りますと、良好な市民生活を保持するという大きな設置目標がございます。そういった観点からは、自然樹形と違う形であっても、緑の豊かさを提供できるのであれば、問題はないと考えられます。

また、要綱に照らしてみても、健全かつ美観が優れていると判断してよろしいのではないかと思うのですが、

案件１の保護樹木を指定する、に賛成の方は挙手をお願いします。

≪委員全員、挙手≫

（会長）

異議なしということで、指定するということに決定いたします。ありがとうございます。

続きまして、２件目の案件について、事務局、説明をお願いいたします。

－説明－

（委員）

今回諮問にあがっておりますクスノキのすぐ前に、保護樹木である立派な大クスがありまして、こちらを大事にしたいと思います。118年も経っているわけですから、かなり根を張っているのでしょうけれども、118年のクスノキがオオクスに悪影響を与えないか、喧嘩しないか心配です。

（委員）

オオクスは長い歴史がありますので、確かに大事ではありますが、同じ境内に118年の戦勝記念のクスノキがあるという事実は確かにあるわけですので、こちらも保護されるべきではないか。ただ、喧嘩しないよう、枝を剪定する等の対策については、考えないといけないと思います。

（委員）

オオクスの方が樹高は高いのでしょうか。

（事務局）

はい。

（委員）

そうすると、通常樹木は光のある方に伸びるので、指定しようとしている樹木の枝が、オオクスの方に伸びるということは、あまり考えられませんので、オオクスに影響はないと思います。

ただ、オオクスの次の木を、守っていきたいという意図があるのではないか。

急に100年、200年の木は育てられませんので。

（委員）

オオクスだけですと、強風等心配でありますけれど、他の木々があることで小さな森を作っているわけです。オオクスが強風等から守られるという意味では、南側に立っているこの118年のクスノキが、重要な存在であると思います。

（委員）

オオクスとの共存を考える上でも、日が当たらない場所の細い枝は特に落ちやすいですし、気を付けなければなりませんよね。

（委員）

この118年の木は、先ほどの諮問案件１のクスノキに比べて、立派だというふうに見受けられます。こちらを指定しないということにしてしまいますと、案件１の方はなぜ指定したのか、ということにもなってくるのかな、と。

（事務局）

樹木医の見解では、来年剪定が予定されておりますので、そこで剪定されれば問題はないということと、本来樹木は根が見えていた方が望ましいところではありますが、今のところ盛土による問題はない、ということでございます。

（委員）

保護樹木になる、ならないは別として、薬師の木々は保存会の方たちによって、共存させていくというお考えで管理されていると思いますから、むしろ指定されることで、かえって、奨励金が出て、全体の手入れが行き渡るようにもなって、枝が落ちる等の対策も講じることができますので、全体にとっていいのかな、と思います。

（委員）

今回の118年のクスノキは、すでにオオクスと100年以上共存しており、また十分大木でありますから、指定しないという選択の余地はないような気がします。

（委員）

基本的にはこれを保護樹木に指定するに賛成です。オオクスとの違いはありますが、先人の思いがこもっておりますし、歴史の中に存在してきた樹木として、成長してきたということでありますから、できる限り保存していきたい。

（委員）

私も同感で、保存する方向で賛成です。ただし、東側にあまりいかないよう、形を整えて剪定してほしいと思います。植えるときに、何十年後かにはこうなる、ということを良く予測して植えないといけないと思いました。

（会長）

案件２クスノキにつきまして、保護樹木に指定するに賛成の方、挙手をお願いいたします。

≪委員全員、挙手≫

（会長）

賛成多数で異議なしと認め、保護樹木として指定することに決定いたしました。

案　件　（３）その他

「会議録の形式について」

（ア）発言者の氏名の記載の有無

　　　　（イ）発言の全内容を記載する形式又は発言内容を要約する形式

決　議　（ア）氏名の記載無

　　　　（イ）要約する形式

（会長）

続きまして、案件３その他　について何かございますか。

≪事務局、挙手≫

（会長）

事務局お願いします。

（事務局）

本日は慎重なご審議をいただきありがとうございます。その他としてお諮りいたしますのは、審議会の会議録の作成に係る件でございます。（一部省略）

発言者の氏名を記載するかどうかと、会議録は全内容を記載するか要約するか、それぞれご審議をお願いいたします。

（会長）

氏名については、近年、公表してきてないのでしょうか。

（事務局）

緑を豊かにする審議会においては、近年は公表していません。

（会長）

多数決で決めたいと思いますが、氏名公開に賛成の方、挙手をお願いいたします。

≪委員、挙手なし≫

（会長）

氏名非公開に賛成の方、挙手をお願いいたします。

≪委員、全員挙手≫

（会長）

公開が０人、非公開が８人となりましたので、多数決により、会議録の氏名については非公開と決定いたします。

続きまして、会議録は全部か要約掲載かでございます。これまでの会議録は、要約したものであったようですが、これにつきましても、多数決で決めたいと思います。

全内容を記載する形式に賛成の方、挙手をお願いいたします。

≪委員、挙手なし≫

（会長）

要約するに賛成の方、挙手をお願いいたします。

≪委員、全員挙手≫

（会長）

全内容に賛成の方０人、要約に賛成の方８人ということですので、会議録は要約する形式に決定いたしました。全ての案件が終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

（司会）

藤澤会長、ありがとうございました。皆様、本日はご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和５年度　第１回　厚木市緑を豊かにする審議会」を閉会いたします。大変ありがとうございました。